

事務連絡
平成30年9月11日

北海道
札幌市 介護保険担当主管部（局） 御中
函館市
旭川市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年北海道胆振東部地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続きについて

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成30年北海道胆振東部地震による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業のうち指定事業者によって提供されるサービスについても、指定等の手続きについて事後的に行う等柔軟に取り扱って差し支えありません。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願います。